

第16期 第3回 豊見城市農業委員会 総会

1 日時： 平成29年11月27日(月) 午後1時35分～午後4時13分

2 場所： 豊見城市役所2階 第1会議室

3 出席農業委員数： 8 名

1番 (会長)	瀬長 澄子	出席
2番 (職務代理)	當銘 博	出席
3番	金城 敏満	出席
4番	宮里 由美子	出席
5番	名嘉眞 朝仁	出席
6番	本底 広彦	出席
7番	上原 啓一	出席
8番	當間 康由	出席

総会に参加した農地利用最適化推進委員 (※推進委員は出席委員数にカウントしない)		
東部地区	大城 空	
西部地区	當間 勉	

4 欠席農業委員数： 0 名

5 農業委員会事務局職員

局長兼班長：大城 靖

主査：當銘 裕太

主任主事：座安 省吾

6 議事録署名委員： 本底 広彦 ・ 上原 啓一

7 現場調査日時： 平成29年11月27日(月) 午後1時37分～午後3時15分

8 現場調査数: 5 件

9 付議すべき案件

報告第 6 号	農地転用後の利用状況の報告について(2件)
報告第 7 号	転用許可に係る工事の進捗状況報告について(3件)
報告第 8 号	転用許可に係る工事の完了報告について(4件)
報告第 9 号	現況証明願について(6件)
報告第 10 号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について(1件)
報告第 11 号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について(6件)
報告第 12 号	農地法第18条第6号の規定による通知について(3件)
議案第 6 号	農地法第3条の規定による許可申請について(6件)
議案第 7 号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について(1件)
議案第 8 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について(4件)
協議第 1 号	農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について(1件)

10. 会議の内容 午後1時35分 開会

会長

皆様、こんにちは。最近、風邪もはやっているようですので、風邪を引かないように、もうそろそろ年末でもあるし、頑張っていきましょう。
定刻をちょっと過ぎましたけれども、第16期豊見城市農業委員会第3回総会を開会いたします。

(午後1時35分) 開会

会長

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。
会期は、本日1日限りといたします。
本日の出席委員は8名中8名で、全員出席ということで、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。
次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第6番委員の本底広彦委員と第7番委員の上原啓一委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の大城局長及び當銘主査を会長から指名させていただくことにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

それでは議事録署名委員に第6番委員の本底委員と第7番委員の上原委員、そして会議書記に大城事務局長及び當銘主査を指名いたします。よろしく願いいたします。
本日提案された議案等についての現場調査5件のほかに農地パトロール及び違反転用調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議ないようですので、ただいまから現場調査のため、一時休憩をいたします。

休憩(現場踏査) 午後1時37分

再開 午後3時15分

会長

再開します。
これより報告案件に入ります。初めに報告第6号について、事務局の説明をお

願います。

事務局

それでは議案書の2ページをお開きください。
報告第6号「農地転用後の利用状況の報告について」
2件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長

ただいまの報告第6号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長

次に報告第7号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の4ページをお開きください。
報告第7号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」
3件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長

ただいまの報告第7号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長

次に報告第8号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の6ページをお開きください。
報告第8号「転用許可に係る工事の完了報告について」
4件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長 報告第 8 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 次に報告第 9 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 8 ページをお開きください。

報告第 9 号「現況証明願について」

6 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたのでご報告いたします。

以上です。

会長 ただいまの報告第 9 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 次に報告第 10 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 10 ページをお開きください。

報告第 10 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について」

1 件ございました。事務局長専決により、届出書を受理いたしましたのでご報告いたします。

以上です。

会長 ただいまの報告第 10 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 次に報告第 11 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 13 ページをお開きください。
報告第 11 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について」
6 件ございました。事務局長専決により、届出書を受理いたしましたのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 11 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 次に報告第 12 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 20 ページから 23 ページをお開きください。
報告第 12 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」
報告第 12 号は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する報告となっております。まず、農地法第 18 条の規定について、先月は案件がございませんでしたので、今回、簡単に説明いたしたいと思います。
農地法第 18 条とは、小作料が発生する農地の貸し借りであり、賃借権の解約に関する規程となっております。通常、賃借権を設定した畑というのは、勝手に解約したり、返したり、返してもらったりというのはできなくて、この農地法第 18 条の許可が必要です。ただし、お互い合意による解約が書面で交わされていて、それがその土地の引き渡しの 6 カ月以内に済んでいけば、農業委員会の届出通知だけで解約ができるというものになります。今回、この第 18 条第 6 項の規定というのは、合意のもとで、書面までつくられている、農業委員会への通知がありましたという報告になります。
それでは、報告第 12 号の説明に入ります。
21 ページから 23 ページまで、合計 3 件ございましたので、内容を確認の上、通知書を受理いたしましたのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 12 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 次に議案案件に入ります。議案第 6 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 25、26 ページをお開きください。
議案第 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」
6 件ございました。
すみません、休憩をお願いします。

会長 休憩します。

休憩 午後 3 時 24 分
再開 午後 3 時 25 分

会長 再開します。

事務局 それではまず、整理番号 1 番につきまして、議案書の 28 ページをお開きください。農地法第 3 条の許可申請のありました、豊見城市字伊良波浜原 666 番 2 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

次に整理番号 2 番につきまして、議案書の 30 ページをお開きください。申請のありました、豊見城市字保栄茂船後原 1123 番 3 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

次に整理番号 3 番につきまして、議案書の 32 ページをお開きください。申請のありました、豊見城市字高嶺上深底原 89 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

次に整理番号 4 番につきましては、議案書の 34 ページをお開きください。申請のありました、豊見城市字高嶺上深底原 89 番 4 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

次に整理番号 5 番につきまして、議案書 36 ページをお開きください。申請のありました、豊見城市字長堂仲毛原 147 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

次に整理番号 6 番につきまして、議案書の 38 ページをお開きください。申請のありました、豊見城市字与根西中原 67 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。

議案第6号について、1件ずつ審議しますが、整理番号5番と6番は関連しますので一括して審議します。整理番号1番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(7番委員挙手)

会長

はい、7番委員。

7番委員

経営拡大になっているのですが、申請地のほかに世帯耕作地、糸満も合わせて、トータルは何㎡になりますか。

事務局

トータルが4,337㎡になります。申請地のほかに、世帯耕作地がそもそもあって、これは譲受人の旦那さん名義の畑になります。今回と同時申請で糸満市に1,974㎡。

7番委員

譲受人ではなくて。

事務局

はい。豊見城で、今回この1,098㎡、合計4,337㎡ということで、経営拡大になります。

7番委員

糸満…申請地のほかの世帯耕作地は何をつくっているとわかりますか。

事務局

サトウキビです。

7番委員

はい、わかりました。

会長

ほかにございませんでしょうか。

(進行の声あり)

会長

これより採決に移ります。整理番号1番について、農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号1番については許可することに決定しました。

次に整理番号2番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいのですが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号2番について、農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号2番については許可することに決定しました。

次に整理番号3番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいのですが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号3番について、農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号3番については許可することに決定します。

次に整理番号4番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りますが、よろしいですか。

(はいの声あり)

会長 整理番号 4 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 4 番については許可することに決定します。

次に整理番号 5 番と 6 番は関連しますので、一括して審議します。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移ります。

整理番号 5 番、6 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 5 番、6 番については許可することに決定します。

次に議案第 7 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 40 ページをお開きください。

議案第 7 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」

1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明いたします。

整理番号 1 番につきまして、45 ページをお開きください。申請のあった土地は与根西中原 155-4、当該申請地について、農地法第 4 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第 7 号について、説明は以上です。

会長 事務局の説明が終わりました。

議案第 7 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。

これより採決します。議案第 7 号について、農地法第 4 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、議案第 7 号については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
次に議案第 8 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 47 ページをお開きください。
議案第 8 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」
4 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明いたします。
まず、整理番号 1 番につきまして、52 ページをお開きください。申請のあった土地は、瀬長舟無小原 80-1、用途は貸看板設置。当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
次に整理番号 2 番につきまして、58 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根中原 317-10、用途は一般住宅。当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
次に整理番号 3 番につきまして、63 ページをお開きください。申請のあった土地は、翁長翁長原 150-1、用途は資材置き場。当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
次に整理番号 4 番につきまして、70 ページをお開きください。申請のあった土地は、金良東原 278-1、用途は駐車場（レンタカー置き場）。当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
議案第 8 号について、説明は以上です。

会長 事務局の説明が終わりました。
議案第 8 号は 1 件ずつ審議します。まず、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号 2 番については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 3 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に整理番号 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(進行の声あり)

会長 質疑なしと認めて、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号 4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に協議第 1 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 協議第 1 号につきましては、農林水産課のほうから説明させます。
休憩をお願いします。

会長 休憩します。

休憩 午後 3 時 42 分

再開 午後 3 時 43 分

会長 再開します。

農林水産課 今回申請があった農用地利用集積計画(案)が 1 件ありまして、番号が H29-15、貸し手と借り手はごらんとおりになっております。73 ページをお開きください。今回、利用権を設定する農地の所在地が、保栄茂赤幸原 981 番、地目が畑で、面積が 1,158 m²、設定する利用権については使用貸借権、始期が公告日から 10 年間の設定となっています。この借り手の方は、平成 29 年度新規就農者となっております。以上です。

会長 協議第 1 号について説明が終わりました。これより H29-15 番について審議します。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

7番委員	ちょっとしたことでもいいですか。 整理番号は H29-15 で、75 ページでは H29-14 となっているのですが。
農林水産課	すみません、15 ですね。修正したいと思います。
7番委員	この借り手は、マンゴーをそのままやるということですか。
農林水産課	そうですね。父親から経営を一部引き継いで、マンゴーをやる予定です。
7番委員	指導者は、指導者といいますか、教えてくれる人はいるのですか。
農林水産課	最近はお父さんのほうから習っているということです。
7番委員	なるほどね、以上です。
推進委員	自分たちもいいですか。
会長	どうぞ。
推進委員	ハウスの構造を見た限り、H 鋼ハウスと言われているものだと思うのですが、リース期間とか、そういった期限は切れているものなのか。例えばマンゴーで、建築資材には、その H 鋼事業で入っているところはないのです。リース期限内に作物転換したとか、その場合にまずいのではないかと。
事務局	休憩お願いします。
会長	休憩します。
	休憩 午後 3 時 44 分 再開 午後 3 時 46 分
会長	再開します。 ほかにございませんでしょうか。 これより採決したいと思います、よろしいでしょうか。
	(はいの声あり)

会長 H29-15 番について、適正であると豊見城市長へ回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、H29-15 番については適正であると豊見城市長へ回答することに決定しました。

次に協議第 2 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは協議第 2 号について説明いたします。

お手元の議案書の 77 ページから 80 ページをごらんいただきたいと思います。協議第 2 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について」でございます。

まず 77 ページの基本的な考え方について説明いたします。農業委員会等に関する法律、これが平成 27 年に一部改正されまして、平成 28 年 4 月 1 日から施行されております。豊見城市は、ことし 10 月から新しい体制に移行しております。農業委員会に関する法律第 7 条、この中で新体制に移行した農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針、これを制定するように規定されております。

77 ページ、第 1 基本的な考え方の 4 行目「豊見城市においては」から、9 行目の「担い手農家の育成に努める」、ここにつきましては、豊見城市の農業振興地域整備計画、平成 23 年 3 月に策定されたものですが、そこからの抜粋となっております。10 行目の「そのために法第 7 条第 1 項に基づき」から、13 行目までの「指針として具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める」、これにつきましては、農業委員会に関する法律、第 7 条第 1 項に指針を定めることが規定されていることを記述したものでございます。さらに、この農業委員会が最適化の推進に関する指針、これを策定、または変更するときは、推進委員の意見を聞かなければならないことになっております。そこで、去る 11 月 14 日火曜日に、最適化推進委員 4 名の方と、この指針案について協議を行いまして、この内容で農業委員会の総会に諮ってよい旨の了解を得ております。14 行目の、農業委員及び推進委員の改選ごとに、この指針の検証、見直しを行うことにつきましては、全国農業会議所のほうから、少なくとも農業委員と推進委員の改選が行われる 3 年ごとに、検証、見直しをするように指導があることによって、ここに「3 年ごとに検証・見直しを行う」という文言を記載しております。次に 15 行目の「また、単年度の具体的な活動」から、17 行目の「達成に

向けた活動計画のとおりとする」という単年度の目標及びその達成に向けた活動計画というのは、毎年度策定している農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画のことを指しております。

次に第2 具体的な目標と推進方法について説明をいたします。78ページをお開きください。管内の農地面積、遊休農地面積、遊休農地の割合、これにつきまして、現状、これは平成29年3月時点、それと3年後の目標、これは平成32年3月末時点。目標としまして、平成35年3月時点、これについて記載をするようになっております。まず目標設定の考え方でございますが、理想としましては、国が平成25年に策定しました農林水産業地域の活力創造プランというものがございます。この目標年度が、平成35年度までということになっております。理想としてはその平成35年度までに遊休農地を全て解消することが理想なのですが、そのためには、毎年度、豊見城市の場合は6.3haの遊休農地を解消する必要があります。ところが、豊見城市におきまして、近年の遊休農地の解消の傾向では、1ha未満となっていることから、一気に、毎年度6.3haの遊休農地の解消は厳しいと考えられますので、まず、その半分の遊休農地を解消することを目標としたいと考えております。現状の管内の農地面積、遊休農地面積及び割合、これは、管内農地面積が526ha、遊休農地面積が37.8ha、遊休農地の割合が7.1%となっております。これは、平成28年度の農地の利用状況調査の結果によるものでございます。3年後の平成32年3月時点の管内農地面積につきまして、農地面積が35ha減少して491haになるものと見込んでおります。これは、平成27年度と平成28年度の農地転用、それと非農地証明、そういったもので農地から農地外のものになった面積が、平均7.5haとなっていることから、同じ割合で農地面積が減少していくものと想定し、1年当たり7.5ha掛ける3年間で、約22.5haの農地面積が減少するであろうということで見込んでおります。さらに、ことし6月に都市計画法の市街化区域の見直しによりまして、100ha余りの土地が新たに市街化区域に編入されております。新たに市街化区域になった区域内に、農地が12.2ha含まれております。この分が、そのまま農地以外のものになると考えられますので、平成32年度の管内農地面積は526haから、転用許可、非農地証明で減る分の22.5haと、市街化区域の見直しによる12.2ha分の面積が減るものと想定されますので、管内農地面積、平成32年度は491haになるものと見込んでおります。平成32年の遊休農地面積につきまして、毎年度3.2haの遊休農地を解消した場合、3年間で9.6haの遊休農地が解消されることから、37.8haから9.6haの遊休農地の解消を行いますと、残ったものが約28.2haになるであろうと見込んでおります。平成35年度の管内農地面積につきましては、平成32年よりも22.5haの面積減少があるものとして、469haになるものと見込んでおります。同じく平成35

年の遊休農地面積は、毎年度 3.2 haの遊休農地が解消されるものとして、3 年間で 9.6 haの減少ということになれば、残った遊休農地の面積が 18.6 haになるものと想定しております。遊休農地の割合につきましては、遊休農地面積を管内農地面積で除した結果で、平成 32 年 3 月には 5.7%、平成 35 年 3 月には 3.9%になるものと見込んでおります。

次に (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法について、①農地の利用状況調査と利用意向調査でございますが、既に本市の農地利用最適化推進委員には、農地の利用状況調査に着手していただいております。その利用状況調査が済んだ集落、あるいは字、それを順次、事務局のほうに調査結果を報告していただいて、遊休農地の所有者には意向調査書を郵送してまいります。②中間管理機構との連携でございますが、意向調査の結果、農地中間管理機構に農地を貸したいという意向があった農地につきましては、中間管理機構へ連絡をして、貸付手続を進めていきたいと考えております。③非農地判断についてでございますが、農地の利用状況調査の結果、B分類（再生利用が困難）と思われる農地につきましては、その現況を検証した上で、総会において非農地の決定を行い、速やかに非農地と判断して手続を進めていきたいと考えております。

次に 79 ページをごらんください。2. 担い手への農地利用の集積・集約化についてでございますが、(1) 担い手への農地利用集積目標、ここの管内農地面積につきまして、現状、平成 29 年 3 月と、3 年後、平成 32 年 3 月、それと目標、平成 35 年 3 月、これにつきましては、先ほどの遊休農地のところで説明したとおりでございます。利用集積面積につきまして、国の農林水産業地域の活力創造プランで定められている、平成 35 年度末までに、国内全農地面積の 80% を担い手農家に集積するという目標の半分を達成するものとして毎年度 5 ha ずつ、担い手へ農地の利用集積をしていきたいと考えております。(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法については、79 ページの①から④に記載されている内容で取り組みたいと考えております。

次に 79 ページの下の方です。3. 新規参入の促進につきまして、(1) 新規参入の促進目標でございます。平成 29 年 3 月時点におきまして、新規認定就農者として新規参入された方の累計の人数が 39 名でございます。それらの方々の取得農地面積が 12.5 haとなっております。また、法人につきましては、平成 29 年 3 月末時点で、活動しています法人が 2 つで、それらの取得農地面積が 0.6 haとなっております。今後の新規農業参入者につきましては、市の農林水産課では、毎年、6 名程度の新規参入者を計画していることから、農業委員会の指針においても、毎年度 6 名ずつ新規参入があるものとして設定したいと考えております。取得面積につきましては、豊見城市の農地法第 3 条の下限面積

である 0.3 ha、これは 30 a です。これを取得していただくというもので設定をしたいと考えております。そうしますと、毎年 6 名の方が 0.3 ha の農地を取得するということになりますと、毎年 1.8 ha、それが一応 3 年間、どんどんふえていくということになりますと、平成 32 年には新規参入者が 57 名、取得面積が 17.9 ha、公示につきましては、毎年 1 法人ずつ新規参入を設定したいと考えていますので、1 年当たり 0.3 掛ける 2 で、0.6 ha ずつふえると。そういうことから、平成 32 年 3 月には、法人が 3 法人ふえて、取得面積は 1.5 ha になると考えております。

次に 80 ページをごらんください。新規参入につきまして、新規就農者が平成 35 年 3 月までには 75 名、新規就農者の取得面積が 23.3 ha、法人につきましては、平成 35 年 3 月で 8 法人、農地の取得面積が 2.4 ha を設定したいと考えております。(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法につきましては、80 ページの①から④に記載された内容で進めたいと考えております。

以上で、協議第 2 号について説明を終わります。ご審議のほうをお願いいたします。

会長

ありがとうございます。

協議第 2 号について説明が終わりました。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(6 番委員挙手)

会長

6 番委員どうぞ。

6 番委員

ちょっと休憩をお願いします。

会長

休憩します。

休憩 午後 4 時 03 分

再開 午後 4 時 12 分

会長

再開します。

これより採決に移りたいのですが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 協議第 2 号について、承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、協議第 2 号については承認することに決定しました。

以上をもちまして、本日提案の議事日程は全て終了いたしました。

委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただき、まことにありがとうございました。

これで本日の農業委員会総会を終わります。ご苦労さまでした。

平成 29 年 11 月 27 日 (月)

午後 4 時 13 分終了

議事録署名委員

会長

瀬長 澄子



6 番委員

本茂 宏彦



7 番委員

上原 啓一



ン